

千葉県報

定例
平成23年11月11日

第12662号

千葉県報

平成23年11月11日(金曜日)

主要目次

○	千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程	一
○	告示	一
○	岩手県及び宮城県の一部の地域における県税の申告等の期限の指定	二
○	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	三
○	介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	四
○	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	四
○	介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	五
○	平成二十三年年末一時金要求・妥結状況調査の実施	六
○	道路区域の変更(二件)	六
○	道路の供用開始(二件)	六
○	都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更(四件)	七
○	都市計画航空機騒音障害防止特別地区の変更	八
○	都市計画道路の変更	八
○	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	八
○	公安委員会告示	八
○	警備員指導教育責任者講習の実施	九
○	警備員等の検定の実施	八
○	公告	八
○	特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請	〇
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	〇
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)	一
○	土地改良区役員の退任(三件)	一
○	土地改良区役員の退任及び就任	二
○	都市計画地区計画の関係図書の縦覧	二
○	都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧(四件)	三
○	都市計画航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧	三
○	都市計画道路の関係図書の縦覧(二件)	三

特定調達公告
落札者等の公告(二件)

病院局管理規程

千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成二十三年十一月十一日

千葉県病院局長 小田 清一

千葉県病院局管理規程第二十号

千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局料金規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。		
内視鏡的大腸粘膜下層剥離術	一回につき	十八万九千九百円
神経症状を呈する脳放射線壊死に対する核医学診断及びベバシズマブ静脈内投与療法(神経症状を呈する脳放射線壊死(脳腫瘍又は隣接する組織の腫瘍に対する放射線治療後のものに限る。))に係るものに限る。)	一回につき	九万二千九百円

附則

この管理規程は、平成二十三年十一月十五日から施行する。

告示

千葉県告示第七百四十二号

千葉県県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年千葉県告示第二百六号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から同年十二月十四日までの間に到来するものについて、同月十五日とする。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都道府県名	地域
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市及び釜石市並びに気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡山田町
宮城県	気仙沼市及び多賀城市並びに本吉郡南三陸町

千葉県告示第七百四十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社在宅支援総合ケアサービス	稲毛駅前訪問看護ステーション	千葉市稲毛区小仲台六の一八の一	訪問看護	平成二十三年十月一日
医療法人社団誠馨会	千葉メディカルセンター訪問看護ステーション	千葉市中央区南町一の一の一	訪問看護	〃
株式会社社会福祉総合研究所	訪問看護ステーションレジデンス佐倉	佐倉市栄町六の二	訪問看護	〃
医療法人美篤会	中原訪問看護ステーション	南房総市和田町黒岩九の一	訪問看護	〃
株式会社パルネット	ケアサービスまごころ	千葉市中央区都町一、二八〇の二七	訪問看護	〃
有限会社Ash Dion	朝陽ケアサービス	千葉市花見川区作新台六の一五の二	訪問看護	〃
株式会社日本ビコー	日本ビコーヘルパーステーション	千葉市花見川区朝日ヶ丘五の二七の二八	訪問看護	〃
株式会社ジャパケンケアサービス	ジャパケンケア千葉緑町	千葉市稲毛区緑町一の一の一	訪問看護	〃
医療法人社団幸葉会	リハビリデイサービスいきいき天台	千葉市稲毛区天台三の一の二六	通所介護	〃
特定非営利活動法人たすけあいの会たんぼぼ	デイサービスたんぼぼあそびのいえ	千葉市美浜区磯辺一の一八の五	通所介護	〃

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人ホームレス自立支援市川ガンの会	がんばさぽーとほーむ絆	市川市八幡三の二八の二三	訪問介護	〃
株式会社ジャパケンケアサービス	介護付有料老人ホームウエルピア市川	市川市柏井町一の一、〇七三	特定施設入居者生活介護	〃
株式会社恵友トータルサポート	おひさま訪問看護ステーション	船橋市習志野台二の四九の一五	訪問介護	〃
社会福祉法人鎌ヶ谷ひかり福祉会	デイサービスセントーひかりの郷	船橋市二和西六の三の二〇	通所介護	〃
株式会社かけはし	株式会社かけはし	木更津市岩根三の一の七	通所介護	〃
合同会社こなみ	デイサービスこなみの家	木更津市長須賀二、四〇九の一	通所介護	〃
株式会社けやきメデイカルサービス	けやき介護サービス上本郷	松戸市上本郷一、四六四	訪問介護	〃
朗らかケア合同会社	朗らかケア上本郷	松戸市上本郷二、二七五	訪問介護	〃
デンタルサポート株式会社	トータルリハセリター北松戸	松戸市南花島三の四の一八	通所介護	〃
株式会社ビーアイ	「だんらんの家」二十世紀が丘	松戸市二十世紀が丘丸山町一三六	通所介護	〃
株式会社宮下	デイサービスなごみ	野田市清水一七一の七	訪問介護	〃
アースサポート株式会社	アースサポート茂原	茂原市茂原六四〇の一〇	訪問入浴介護	〃
株式会社青空	訪問介護サービス太陽	成田市吉岡一、二一七の二九五	訪問介護	〃
株式会社ミモザケア	なのはなクリニックミモザ苑	成田市吉岡一、三四二の五六	通所介護	〃

株式会社共栄企 画	株式会社共栄企 画	ファミリーケア 高田さくら物語	柏市高田一、〇 九九の二	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人小 羊会	社会福祉法人小 羊会	柏こひつじ園デ イサービスセン ター	柏市豊四季台三 の四	〃	〃	〃	〃
松崎商事株式会 社	松崎商事株式会 社	茶話本舗デ イサービス柏みど り台	柏市みどり台三 の六の一五	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人小 羊会	社会福祉法人小 羊会	ショートのステ イ	柏市豊四季台三 の一の四	短期入所生活介 護	〃	〃	〃
株式会社千葉 セントケア	株式会社千葉 セントケア	セントケア勝浦	勝浦市沢倉一六 〇の二	訪問入浴介 護	〃	〃	〃
社会福祉法人琢 心会	社会福祉法人琢 心会	デイサービスた つみの森	市原市神崎二二 六の一	通所介 護	〃	〃	〃
株式会社東京ネ パール	株式会社東京ネ パール	デイサービスセ ンターるーすと 八幡宿	市原市東五所六 の八	〃	〃	〃	〃
株式会社セラム	株式会社セラム	けあらーず流山 指定訪問介 護事業所	流山市西松ケ丘 一の五四の一	訪問介 護	〃	〃	〃
株式会社セラム	株式会社セラム	けあらーず流山 指定通所介 護事業所	流山市西松ケ丘 一の五四の一	通所介 護	〃	〃	〃
ここしあ株式会 社	ここしあ株式会 社	あいがある八千 代台デイサービ スセンター	八千代市八千代 台西四の三の五	〃	〃	〃	〃
有限会社ウエル カム	有限会社ウエル カム	ほのぼのデ イサービス	八千代市勝田台 南二の一九の二 七	〃	〃	〃	〃
アルプスレント オール株式会社	アルプスレント オール株式会社	ファミリーケ ア鎌ヶ谷さくら物 語	鎌ヶ谷市東鎌ヶ 谷二の六の二八	〃	〃	〃	〃
株式会社富津太 陽	株式会社富津太 陽	デイサービス富 津太陽	富津市大堀一、 三四九	〃	〃	〃	〃
合同会社ハッ ピースマイル	合同会社ハッ ピースマイル	ハッピースマ イル	八街市八街ほ六 五五の二	訪問介 護	〃	〃	〃

株式会社いきい きケアサポート	株式会社いきい きケアサポート	いきいきケ アサービス	山武郡大網白里 町南横川三、六 一八の六	〃	〃	〃
合同会社すま い本舗	合同会社すま い本舗	すまいる本 舗	山武郡大網白里 町南今泉五〇二 の二	〃	〃	〃
株式会社ヤック スケアサービス	株式会社ヤック スケアサービス	ヤックスヘル パスステーショ ン大網	山武郡大網白里 町柿餅三四	〃	〃	〃
株式会社ヤック スケアサービス	株式会社ヤック スケアサービス	ヤックスデ イサービスセン ター大網	山武郡大網白里 町柿餅三四	通所介 護	〃	〃
株式会社オルタ	株式会社オルタ	オルタケ ア	匝瑳市新堀一、 四六四の三〇一	訪問介 護	〃	〃
医療法人美篤会	医療法人美篤会	中原訪問介 護センター	南房総市和田町 黒岩九の一	〃	〃	〃
医療法人美篤会	医療法人美篤会	中原デイサー ビスセンター	南房総市和田町 黒岩九の一	通所介 護	〃	〃
社会福祉法人東 総あやめ会	社会福祉法人東 総あやめ会	デイサービス センター東総あ やめ苑	香取市佐原イ 一、二五七の一	〃	〃	〃

千葉県告示第七百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介
護支援事業者を次のとおり指定した。
平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団誠馨会	千葉メディカルセンター 訪問看護ステーション	千葉市中央区南町一 の一の一二	平成二十三年 十月一日
株式会社ジャパンケ アサービス東日本	ジャパンケア千葉緑町	千葉市稲毛区緑町一 の一の一四	〃
千葉県高齢者生活協 同組合	花いちりん松戸	松戸市小山五一九の 一	〃
株式会社ライフアシ ス	ソレイユ居宅介護支 援事業	茂原市高師町三の一	〃

ト	合同会社ひまわり	業所	ひまわり	の五	佐倉市染井野一の一の一七	〃
	特定非営利活動法人ユーアイやちよ		特定非営利活動法人ユーアイやちよ		八千代市八千代台西八の一六の一	〃
	株式会社パソナソーシング	か	ケアプランセンターはる	三の二	君津市人見一、五九	〃
	株式会社ヤックスケアサービス	網	ヤックスケアセンター大	餅三四	山武郡大網白里町柿	〃

千葉県告示第七百四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

開設者の名称	施設の種類	施設の開設の場所	指定年月日
社会福祉法人大山	特別養護老人ホームと きわの杜	佐倉市石川五五六	平成二十三年十月一日
社会福祉法人小羊会	特別養護老人ホーム柏 こひつじ園	柏市豊四季台三の一の四	〃

千葉県告示第七百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社在宅支援総合ケアサービス	稲毛駅前訪問看護ステーション	千葉市稲毛区小仲台六の一八の一	介護予防訪問看護	平成二十三年十月一日
医療法人社団誠馨会	千葉メデイカルセンター訪問看護ステーション	千葉市中央区南町一の一の一	〃	〃
株式会社社会福祉	訪問看護ステーション	佐倉市栄町六の二	〃	〃

社総合研究所	シオンレジデンス佐倉	二		
医療法人美篤会	中原訪問看護ステーション	南房総市和田町黒岩九の一		
株式会社パルネット	ケアサービスまごころ	千葉市中央区都町一、二八〇の二七	介護予防訪問介護	〃
有限会社Ash Dion	朝陽ケアサービス	千葉市花見川区作新台六の一五の二二	〃	〃
株式会社日本ビコー	日本ビコーヘルパステーション ン検見川	千葉市花見川区朝日ヶ丘五の二七の二八	〃	〃
株式会社ジャパ ンケアサービス 東日本	ジャパンケア千 葉緑町	千葉市稲毛区緑町一の一の一の四	〃	〃
医療法人社団幸 葉会	リハビリデイ サービスいきい き天台	千葉市稲毛区天台三の一の二六	介護予防通所介護	〃
特定非営利活動 法人たすけあい の会たんぼぼ	デイサービスた んぼぼあそびの いえ	千葉市美浜区磯辺一の一八の五	〃	〃
株式会社カンナ	元気広場行徳	市川市宝二の一の三〇	〃	〃
株式会社ジャパ ンケアサービス 東日本	介護付有料老人 ホームウエルピ ア市川	市川市柏井町一の一、〇七三	介護予防特定施設 入居者生活介護	〃
医療法人梨香会	デイサービス憩 いの家豊夢	船橋市高野台四の五の三四	介護予防通所介護	〃
株式会社恵友 トータルサポー ト	おひさま訪問介 護ステーション	船橋市習志野台二の四九の一五	介護予防訪問介護	〃
社会福祉法人鎌 ヶ谷ひかり福祉 会	デイサービスセ ンターひかりの 郷	船橋市二和西六の三の二〇	介護予防通所介護	〃

平成二十三年年末一時金要求・妥結状況調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十一日

一 調査の名称

平成二十三年年末一時金要求・妥結状況調査

千葉県知事 鈴木 栄治

二 調査の目的

年末一時金の要求及び妥結の状況を把握することにより、本県労働行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

三 調査事項

- 1 従業員数
- 2 平均年齢
- 3 平均基準内賃金月額
- 4 要求日及び金額
- 5 妥結日及び金額
- 6 年末一時金決定時期

四 調査の範囲

知事が選定する千葉県内の民間企業労働組合

五 調査の期日

平成二十三年十二月三十一日現在で行う。

六 調査の方法

知事が、四の民間企業労働組合に調査票を配布し、報告を求めることにより行う。

七 結果の公表

知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第七百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び市原土木事務所において、平成二十三年十一月十一日から三週間、縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道

二 路線名 千葉鴨川線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別敷地の幅員	延長

市原市桜台一丁目六番一	前	一一・一五メートルから	七三七・〇〇メートル
先から桜台二丁目三九番一	後	四四・八五メートルまで	
一地先まで		二八・〇〇メートルから	七三七・〇〇メートル
		五二・四五メートルまで	

千葉県告示第七百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、平成二十三年十一月十一日から三週間、縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道

二 路線名 富里酒々井線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

富里市高松字南盛松四五五番・四五六番	前	六・七〇メートルから	二一八・三〇メートル
合併一地主から字浅間谷津五二三番一	後	一六・五〇メートルまで	
先まで		八・五〇メートルから	二一八・三〇メートル
		二五・二〇メートルまで	

千葉県告示第七百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十三年十一月十一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、平成二十三年十一月十一日から三週間、縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名

県道勝浦上野大多喜線

供用開始の区間
勝浦市大森字白金里二一一番一地主から字川崎二六七番一地主まで

千葉県告示第七百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、平成二十三年十一月十一日から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、平成二十三年十一月十一日から三週間、縦覧に供する。
平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

Table with 2 columns: 路線名 (Route Name) and 供用開始の区間 (Supply Start Area). Row 1: 富里市高松字南盛松四五五番・四五六番合併一地从先から (Furii City Takamatsu, Minami Shimoji, Nishimori 455, 456, merged area). Row 2: 字浅間谷津五二三番一地从先まで (Shimomatsuyama 523, 1st area).

千葉県告示第七百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、成田都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のとおり変更した。
平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

成田都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区

二 都市計画を定める土地の区域

成田市荒海字和田山、字川表及び字表、幡谷字宮下、字宮前及び字桜谷津、成毛字長山、字右田、字合台、字月貫、字水海道及び字東、土室字原出、字高崎、字坊前、字居ノ内、字長山及び字林、大室字大沢、字上曾々井、字駒返及び字竜面、小泉字松ノ木、字寺谷津、字川名古、字平四郎、字台口、字和田谷津、字坂ノ台後、字高北、字馬場台、字屋敷台、字柳町、字大峯、字坊向、字音蒔、字山ノ下、字谷渡、字堀越、字下り松及び字新木戸、新泉、西和泉字境、十余三三瓜生池、字四本木、字円妙寺、字稻荷峯及び字天神峯、野毛平字植出し、字円明寺、字下田、字陳田、字大谷津、字浅間、字浅間下及び字同免、東金山字浅間下、長田字雉子ケ原、字土上台、字桐山、字舟久保、字要害、字長台、字松ケ入及び字角田、堀之内字四本木、字鞆沢、字なかのくき、字阿弥陀谷、字岩ノ台、字赤蔵、字北ノ台、字金ケ谷、字西ノ台、字前畑、字辺田、字辺田ノ下、字城崎及び字根田、久米字半仲、大山字鳥作、字大久保、字細谷津、字大峯、字居下、字外谷津、字平五郎治、字長作、字横峰、字矢ノ尻、字御所台、字四枚長及び字離山、小菅字矢崎、字山田、字三ツ塚、字石神、字赤坂、字法華塚、字横峯、字分田、字藤沢、字細田、字木戸前及び字笹広、駒井野字二本笠、字辺田ノ下、字中ノ橋、字香取山、字作、字館曲輪、字本郷、字月毛山、字仲野、字東、字松ノ入、字荒追、字広田、

字台ノ田、字山ノ台、字板橋、字高芝請所、字新堀、字大水野及び字横谷津、天神峰字最上、字南台及び字中央、取香字城崎、字取香橋、字念仏塚前、字仲野、字早山、字駒返、字光福寺、字ブウチ、字井戸作、字根田、字稲荷前、字作ノ内及び字宮下、東峰字小堀及び字茶畑、天浪字向台及び字西原、木の根字平和台、大清水字中通及び字東光、本三里塚字宮下東及び字本町、三里塚字御料牧場、三里塚光ケ丘、東三里塚字中之台、字岩之台及び字森の台並びに南三里塚字宮作、字宮園、字宮原、字長原及び字新林の各一部の区域

千葉県告示第七百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のとおり変更した。
平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区

二 都市計画を定める土地の区域

成田市吉岡字次郎四郎入、字半関沢、字後ケ沢及び字駒頭前谷地の各一部の区域

千葉県告示第七百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、芝山都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のとおり変更した。
平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

芝山都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区

二 都市計画を定める土地の区域

山武郡芝山町大台字下谷坊、字新城台、字根崎、字木出、字奥山、字大杉、字池ノ内、字宝永作、字子安及び字金堀、宝馬字宝馬及び字金堀前、菱田字東、字東谷、字広東地、字赤台、字野中、字根切台、字根切谷、字山木、字漆谷、字時谷、字大関台、字下間程、字瓜ケ谷、字大谷、字中谷台、字中谷津、字奥谷、字一ツ橋、字宝地、字宿、字南ケ谷、字千部塚、字三堀、字下三堀、字中宿、字宝地谷、字矢志ケ谷、字木の根台、字小寒田、字大寒田、字宮田台、字猿待塚、字内錠際、字上小屋場、字下金沢、字上金沢、字水初、字金沢及び字間程、大里字大野境、字大門、字柳谷、字次木、字小詰、字加賀橋、字宮後、字二郎塚、字城、字笹山、字加茂、字長作及び字宮台、山田

字関場、字谷俣、字庚塚、字一ノ坪、字一本松、字籠作及び字金堀、岩山字駒ヶ谷、字堀尻、字井森戸、字狭間、字扇谷、字千榊、字根木田、字大門、字上々橋、字平野、字宮ノ内、字長作、字平野脇、字宮台、字向谷、字下谷、字新堀、字後田、字谷、字入合戸、字藍瓶、字後田台、字歩領、字大平、字金塚、字浅川山、字浅平、字上歩領、字歩領台、字大袋台、字中ノ台、字五十石後、字堀尻台、字五十石台、字猪見塚、字五十石及び字大宿、朝倉字南谷台、字深田台、字細金、字官並、字金堀及び字官並台、香山新田字雨堤、字金沢台、字小金堀台、字間程台、字丸山、字下横堀及び字下堀尻台並びに大台飛地字開化の各一部の区域

千葉県告示第七百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、多古都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のとおり変更した。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
多古都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区
- 二 都市計画を定める土地の区域
香取郡多古町一鉢田字梶山田縁り、字松ヶ沢、字甚兵エ山、字根岸山、字モチ田、字竹ノ下、字向台、字深田、字川向、字丹波山及び字間程の各一部の区域

千葉県告示第七百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、横芝都市計画航空機騒音障害防止特別地区を次のとおり変更した。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
横芝都市計画航空機騒音障害防止特別地区
- 二 都市計画を定める土地の区域
山武郡横芝光町中台字砂月、字新屋敷台及び字大辺田の各一部の区域

千葉県告示第七百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、佐原都市計画道路を次のとおり変更した。

平成二十三年十一月十一日

- 一 都市計画の種類及び名称
千葉県知事 鈴木 栄治
佐原都市計画道路三・四・四号仁井宿与倉線ほか一路線
- 二 都市計画を定める土地の区域
香取市牧野字海老穴、字堂下、字下田及び字谷ツノ作の各一部の区域

千葉県告示第七百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、一宮町東浪見土地区画整理組合の事業計画（設計の概要及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 組合の名称
一宮町東浪見土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
長生郡一宮町一宮二、四五七番地（長生郡一宮町役場内）
- 三 設立認可の年月日
昭和六十三年三月二十五日
- 四 変更認可の年月日
平成二十三年十一月十一日

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第35号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成23年11月11日

千葉県公安委員会委員長 伊藤 賢二

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習
- 2 講習の期日及び時間
平成24年2月9日（木曜日）から16日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 3 講習の場所
千葉市中央区新田町4番25号 パルサンライント2階
- 4 受講対象者

<p>(1) 最近 5 年間に 3 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (3 号警備業務に係るものに限る。) に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> <p>(3) 規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (3 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 3 号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (3 号警備業務に係るものに限る。) に係る旧規則第 8 条の合格証 (以下「合格証」という。) の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (3 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証の交付を受けている者であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して 1 年以上 3 号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 40 人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者 (以下「受講希望者」という。) は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署 (千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署) に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 平成 23 年 12 月 12 日 (月曜日) から 16 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 5 時まで (2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 (3) 受講手続等 ア 受講手続</p>	<p>受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号) 別記様式第 1 号の受講申込書に必要な事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 平成 24 年 1 月 10 日 (火曜日) から 13 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 5 時まで ウ 添付書類 (ア) 4 (1) に該当する者 3 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書 (イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し (ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し (オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書 (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 38,000 円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問い合わせ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 043 (201) 0110 内線 3476</p> <hr/> <p>千葉県公安委員会告示第 36 号 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 23 条第 1 項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 平成 23 年 11 月 11 日 千葉県公安委員会委員長 伊藤 賢二</p> <p>1 検定に係る警備業務の種類及び級 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規</p>
--	---

<p>則」という。)第1条第2号に規定する施設警備業務 2級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 平成24年2月21日(火曜日)午前9時から午後5時まで</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 千葉市美浜区高洲三丁目8番5号 ゼールシオナーネ若潮</p> <p>4 受検定員及び受検資格 (1) 受検定員 30人 (2) 受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検申込手続等 (1) 受検申込手続 ア 申込方法</p>	<p>(イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(4) 検定手数料等 ア 検定手数料 16,000円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。 なお、既納の検定手数料は、選付しない。</p> <p>6 問い合わせ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110 内線3476</p>
<p>受検を希望する者(以下「受検希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、千葉県内に住所を有する者は住所地(受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受検申込票受付期間等 平成23年12月12日(月曜日)から16日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。</p> <p>(3) 検定申請手続等 ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 検定申請受付期間等 平成24年1月10日(火曜日)から13日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで ウ 添付書類 エ) 住所地を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面)</p>	<p>特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。</p> <p>平成二十三年十一月十一日 千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十三年十月二十日</p> <p>二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>1 名称 特定非営利活動法人仮装交流推進会</p> <p>2 代表者の氏名 田中幸恵</p> <p>3 主たる事務所の所在地 長生郡長柄町山根一、八七三番地一〇</p> <p>三 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、コスプレ仮装文化の普及・啓発を目的としたイベントの企画・開催に関する事業、コスプレ仮装文化の啓発・推進並びに支援に関する事業、コスプレ仮装を行う個人・団体へ対する協力及び支援に関する事業を行い、文化・芸術の振興を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、平成二十三年十一月十一日から平成二十四年三月十一日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮</p>

すべき事項について意見を有する者は、平成二十三年十一月十一日から平成二十四年三月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ旭店

旭市ニ字奥遠崎六六番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇号

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年六月二十六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、五〇四平方メートル

5 駐車場の収容台数

六七台

6 駐輪場の収容台数

一〇台

7 荷さばき施設の面積

七四平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量

一三立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前十時、閉店時刻は午後九時

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

四か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十三年十月二十五日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び旭市商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十三年十一月十一日から平成二十四年三月十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十三年十一月十一日から平成二十四年三月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大有君津ビル

君津市外箕輪二丁目二六番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

大有建設株式会社 代表取締役 川中喜雄

愛知県名古屋市中区金山五丁目一四番二号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

大有建設株式会社 代表取締役 川中昭

変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

大有建設株式会社 代表取締役 川中喜雄

4 変更年月日

平成二十三年十月五日

5 届出年月日

平成二十三年十月二十六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び君津市経済部経済振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十三年十一月十一日から平成二十四年三月十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十三年十一月十一日から平成二十四年三月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大有君津ビル

君津市外箕輪二丁目二六番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

大有建設株式会社 代表取締役 川中喜雄

愛知県名古屋市中区金山五丁目一四番二号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

大有建設株式会社 代表取締役 川中昭

変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

大有建設株式会社 代表取締役 川中喜雄

4 変更年月日

平成二十三年十月五日

5 届出年月日

平成二十三年十月二十六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び君津市経済部経済振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十三年十一月十一日から平成二十四年三月十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十三年十一月十一日から平成二十四年三月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

その届出及び添付書類は、平成二十三年十一月十一日から平成二十四年三月十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十三年十一月十一日から平成二十四年三月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
平成二十三年十一月十一日

一 届出の概要

千葉県知事 鈴木 栄治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大有君津ビル

君津市外箕輪二丁目二六番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

大有建設株式会社 代表取締役 川中喜雄

愛知県名古屋市中区金山五丁目一四番二号

3 変更前の開店時刻

午前十時(年間百二十日に限り午前九時)

4 変更後の開店時刻

午前九時

5 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分(年間百二十日に限り午前八時三十分)から翌午前零時三十分まで

6 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

7 変更年月日

平成二十三年十一月一日

二 届出年月日

平成二十三年十月二十六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び君津市経済部経済振興課

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、君津市小櫃南部土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。
平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

退任理事

君津市青柳五四〇番地四

松本 憲男

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、小糸川沿岸土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。
平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

退任監事

君津市草牛三六番地

足城 忠夫

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、袖ヶ浦市大竹土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。
平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事

袖ヶ浦市大竹五三一番地一

渡邊 和夫

二 退任監事

袖ヶ浦市大竹五一四番地

能城 賢治

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、蔵玉台土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事

君津市折木沢五三〇番地

鴫田 茂

〃 三九〇番地

鴫田 順二

〃 四二六番地

鴫田 利夫

〃 釜生一六六番地

鎌田 安男

〃 坂畑七五七番地

國吉 実

〃 〃 三四三番地

笹川 清一

〃 〃 蔵玉四五四番地

山下 良雄

〃 〃 五八八番地

朝生 吉次

二 退任監事

君津市坂畑七五番地

笹川 彰

〃 蔵玉四七七番地一

朝生 忠義

三 就任理事
 〃 折木沢三六三番地 嶋 田 敏 弘
 君津市折木沢三九〇番地 嶋 田 順 二
 〃 坂畑七五番地 笈 川 彰
 〃 折木沢四二六番地 嶋 田 利 夫
 〃 〃 三六三番地 嶋 田 敏 弘
 〃 蔵玉四五四番地 山 下 良 雄
 〃 坂畑七四六番地 嶋 田 章 人
 〃 草川原一、一二五番地 小 島 正 和
 〃 蔵玉五八八番地 朝 生 吉 次
 就任監事 朝 生 吉 次

四 君津市蔵玉四七七番地一 朝 生 忠 義
 〃 折木沢七八四番地 嶋 田 照 夫
 〃 坂畑七五七番地 國 吉 実

都市計画地区計画の関係図書の縦覧
 平成二十三年十一月十一日流山市の決定に係る流山都市計画地区計画宮園地区地区計画
 の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項
 の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦
 覧
 平成二十三年千葉県告示第七百五十二号に係る成田都市計画航空機騒音障害防止地区及
 び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第
 二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都
 市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦
 覧
 平成二十三年千葉県告示第七百五十三号に係る大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及
 び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第
 二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都

市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十三年十一月十一日

市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦
 覧
 平成二十三年千葉県告示第七百五十四号に係る芝山都市計画航空機騒音障害防止地区及
 び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第
 二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都
 市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦
 覧
 平成二十三年千葉県告示第七百五十五号に係る多古都市計画航空機騒音障害防止地区及
 び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第
 二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都
 市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧
 平成二十三年千葉県告示第七百五十六号に係る横芝都市計画航空機騒音障害防止特別地
 区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用
 する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において
 縦覧に供する。
 平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画道路の関係図書の縦覧
 平成二十三年十一月十一日流山市の変更に係る流山都市計画道路の関係図書の送付が
 あったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する
 同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧
 に供する。
 平成二十三年十一月十一日

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の見覧

平成二十三年千葉県告示第七百五十七号に係る佐原都市計画道路の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県国土整備部都市整備局都市計画課におきつて見覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、MTCOに基づいて政府調達に関する強迫の適用を受けるものとする。〕

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

平成 23 年 11 月 11 日

千葉県立中央図書館長 高 石 卓

〔掲載順序〕

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①千葉県立図書館情報システム開発運用及び機器賃貸借 一式 ②千葉県立中央図書館庶務課 千葉県中央区市場町 1 1 番 1 号 ③平成 23 年 9 月 16 日 ④NEC キヤピタル ソリューション株式会社千葉支店 千葉県美浜区中瀬二丁目 6 番地 1 ⑤379, 764, 000 円 ⑥一般競争入札 ⑦平成 23 年 7 月 1 日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

平成 23 年 11 月 11 日

千葉県水道局長 名 輪 淑 行

〔掲載順序〕

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その 1

①ガスクロマトグラフ質量分析計（VOC測定用） 2 式 ②千葉県水道局管理部財務課 千葉県花見川区幕張町五丁目 4 1 7 番地 2 4 ③平成 23 年 10 月 7 日 ④竹田理化工業株式会社千葉支店 千葉県中央区今井三丁目 3 番 1 号 ⑤ 21, 770, 700 円

⑥一般競争入札 ⑦平成 23 年 8 月 26 日

その 2

①北総浄水場発生土処理業務委託 2, 200 トン ②千葉県水道局管理部財務課 千葉県花見川区幕張町五丁目 4 1 7 番地 2 4 ③平成 23 年 9 月 14 日 ④大平興産株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号 ⑤ 1 トン当たり 21, 000 円 ⑥随意契約

⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号

その 3

①ちば野菊の里浄水場発生土処理業務委託 2, 500 トン ②千葉県水道局管理部財務課 千葉県花見川区幕張町五丁目 4 1 7 番地 2 4 ③平成 23 年 9 月 16 日 ④新井総合施設株式会社 君津市怒田字花立 6 4 3 番地 1 ⑤ 1 トン当たり 26, 250 円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1 号

購読料 月決め 一冊一箇月 一〇〇円 (送料を含む。)

本号 一冊 一団円

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

定期購読申し込み先

〇四三 (二三三三) 二一五二

一部売り申し込み先

〇四三 (二三三三) 二六五八